

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 48 回全体会合
2014 年 6 月 2 日 (月) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

- (1) トルコ国可変速揚水発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (6 月 27 日 (金))
- (2) ベトナム国ダナン市環境インフラ整備事業 (協力準備調査 (有償 PPP)) ドラフトファイナルレポート (7 月 11 日 (金))
- (3) アゼルバイジャン国ヤシマ・ガス火力複合発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (7 月 18 日 (金))

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) ウズベキスタン国トゥラクルガン火力発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (5 月 12 日 (月))

4. 環境レビュー段階のご報告

- (1) ウズベキスタン国トゥラクルガン火力発電所建設事業 (有償資金協力)

5. その他

- (1) モニタリング段階における環境社会配慮助言委員会について
- (2) 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しについて

6. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 (第 49 回): 7 月 4 日 (金) 14:30 から (於: JICA 本部)

7. 閉会

以上

協力準備調査 報告書ドラフトへの助言対応表

国名：ウズベキスタン

案件名：トゥラクルガン火力発電所建設事業

適用ガイドライン：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
全体事項		
1	プラント及び従業員の生活等から排出される BOD について、適切に処理されるよう指導確認すること。排水中に重金属等が含まれる場合には、その影響について確認し、モニタリング等で適切に対応するように指導確認すること。 【助言 3 早瀬委員、作本委員】	生活排水に含まれる BOD について、適切に処理するとともに、実施機関にはモニタリングを実施するよう申し入れます。また、排水中に重金属等が含まれる場合についても、影響を確認し、モニタリングすることを実施機関に申し入れます。
2	トランスフォーマー及びタービンの廃油の再利用の用途について確認し、FR に記載すること。 【助言 10 早瀬委員】	廃油は一時的に発電所内で保管され、再利用のための処理を業者に委託する計画です。その旨を FR に記載いたします。
3	廃バッテリーの埋め立て処分が環境保全上適切になされるよう指導確認すること。 【助言 11 早瀬委員】	廃バッテリーを含む廃棄物について、環境保全上、適切な処理が行われるよう、実施機関には緩和策やモニタリングの確実な実施を申し入れます。
スコーピング・マトリックス		
4	不可分一体事業であるアクセス道路の建設及び供用に関する環境社会影響の検討のプロセスを、FR に適切に記載すること。 【助言 17 作本委員】	アクセス道路の建設及び供用に関する環境社会影響について、現在の記載方法を見直し、内容を整理した上で FR に記載します。
5	「Accidents」の建設及び供用段階の評価を、B ではなく A に修正すること。 【助言 21 清水谷委員】	ご指摘を踏まえ、FR では「Accidents」の評価を A に修正いたします。
6	送電線鉄塔の建設、維持管理に関して、その環境保全対策が適切に実施されるよう指導すること。 【助言 23 柳委員】	送電線鉄塔について、地形及び地質に配慮しながら建設及び維持管理を実施するよう実施機関に申し入れるとともに、モニタリングを実施するよう申し入れます。
7	建設中及び供用開始後における地元住民の飲料水不足の問題について、スコーピング表に含め、その影響を FR に記載すること。 【助言 24 原嶋委員】	住民から示された飲料水に係る懸念について、スコーピング表に含めるとともにその影響及び緩和策を FR に記載いたします。
8	発電所へのガス供給によって地元住民に対するガス供給体制に問題が生じないか住民説明会において指摘があった。この問題について、スコーピング表に含め、その影響を FR に記載すること。 【助言 25 原嶋委員】	地元住民に対するガス供給体制に係る懸念について、スコーピング表に含めるとともにその影響及び対応策を FR に記載いたします。
9	表 8.7-1 「frequency」の記載が不十分であ	環境管理計画に定める緩和策を実施する頻度と期間につい

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
	るので、適切に修正すること。 【助言 29 早瀬委員】	て、分かりやすい方法に記載を改めます。
環境配慮		
10	実施機関は基本的に夜間工事を行わず、これによる騒音影響は生じない旨を FR に記載すること。 【助言 30 作本委員】	実施機関には基本的に夜間工事を行わないことを改めて確認するとともに、これによる騒音の影響は生じない旨を FR に記載いたします。
11	発電所を運転するために必要な水量の確保による影響について明確な評価を FR に記載すること。 【助言 35 原嶋委員】	発電所用水の確保により、周辺地域で灌漑用水として必要な水量の確保に影響が出ないかを改めて実施機関に確認し、その詳細及び必要な場合は緩和策を FR に記載いたします。
ステークホルダー協議		
12	EIA 及び当該調査における一連のステークホルダー協議を通じて行われた合意形成について、その経緯、ならびに、開催された協議毎の詳しい内容を丁寧に記載すること。 【助言 51 石田委員、助言 52 清水谷委員】	過去 4 回実施されたステークホルダー協議を通じて住民との合意形成がどのように行われてきたのか、その経緯を詳しく記載するとともに、各協議の内容を分かりやすく整理した上で FR に記載いたします。

ウズベキスタン国「トゥラクルガン火力発電所建設事業」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）

■確認済事項

案件概要	適用される環境ガイドライン	想定されるカテゴリ分類、分類根拠	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
【事業目的】 本事業は、フェルガナ地方ナマンガン州トゥラクルガンにおいて、熱効率の高い火力発電所(900MW)を建設することにより、発電能力の強化と電力の安定的な供給を図り、もって同国の持続的な経済発展に寄与するもの。 【事業概要】 ① ガス・コンバインド・サイクル発電施設 ② 関連設備(送電線20*₀ × 4本、用水処理施設等) ③ コンサルティング・サービス (実施機関) ウズベキスタン電力公社 (Uzbekenergo)	国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月公布)	A ガイドラインに掲げる火力発電セクターに該当するため。	【 許認可 】 本事業に係るEIA報告書は、2013年7月に発電所分が、2014年3月に送電線・変電所分が国家自然保護委員会より承認を受けている。 【 ステークホルダー協議 】 計4回の現地ステークホルダー協議が実施された。第2回目以降は用地取得の被影響住民を含む参加者に対して、用地取得・補償方針についての説明、協議も併せて実施された。 【 情報公開 】 国家自然保護委員会より承認済みのEIA報告書と同EIAに係る承認文書、及びLARAPIは2014年3月にJICAウェブサイトに公開済み。 【 代替案 】 ゼロ・オプション、立地選定、燃料選定、発電方式について、経済面、技術面に加え、環境社会配慮面から代替案検討が行われている。 【不可分一体事業】 アクセス道路、飲料水供給パイプ、発電所管理施設、消火施設、発電所従業員用の宿舎について、EIA報告書のレビューにより適切な環境社会配慮の実施を確認した。アクセス道路は用地取得が生じるため、LARAPIについてもレビューを行い、本事業と同様の補償方針であることを確認した。 【 モニタリング 】 工事中はEPCコントラクターが大気質、水質、騒音・振動、廃棄物を、供用時は実施機関が、排出ガス、大気質、水質、騒音についてモニタリングを実施する。 【実施体制】 工事中・供用時ともに実施機関内に設置されるPIUが、環境社会関連の管理及びモニタリングを実施する。	【大気質】 ・供用後のNOxの排出量シミュレーション結果によれば、ウ国の排出基準を満たす見込みである。 【 水質 】 ・供用後の生活排水とボイラー排水は浄化処理施設で浄化され再利用される。含油排水は油分離装置で処理後に下水道に排水される。 ・冷却水は循環され再利用されるが、一部がグランドナマンガン運河へ排水される。冷却の過程で約2. 4倍に濃縮が起こるが、排水の水質はウ国の排水基準を満たす見込みである。 ・冷却水は取水時より15度高い水温で排水されるが、グランドナマンガン運河の水量が最も少ない夏の時期であっても、水温の上昇は0. 6度と予測され、ウ国の環境基準を満たすものである。 【 廃棄物 】 ・廃油、汚泥、廃バッテリー、生活廃棄物等が発生する。 【 騒音 】 工事中 ・工事機材からの騒音レベル予測によると、最近傍の居住地において昼間はウ国およびIFCガイドラインの環境基準を超過しない見込みである。 供用後 ・騒音レベル予測の結果、昼間は環境基準を満たすが、夜間は基準値(45dB)と同じ値が予測される。低騒音型の設備採用、植栽、必要に応じ防音壁の設置により影響の緩和を図る。	【 保護区 】 本事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。 【陸上動物】 既設発電所周辺では、国際自然保護連合(IUCN)およびウ国のレッドデータブックで指定されている貴重種は確認されていない。 【水生生物】 人工の灌漑用グランドナマンガン運河では、IUCNおよびウ国のレッドデータブックに指定されている貴重種は確認されていない。	【用地取得】 ・規模及び補償方針 発電所及び送電線鉄塔新設、変電所増設に伴い191. 2haの用地取得が発生する。正規住民53世帯の農地、建設中の家屋、土壁および非正規12世帯の農地が影響を受ける。(どの世帯も居住はしていないため住民移転は発生しない。)用地取得に対して、近隣の代替地の提供及び損失資産への補償が行われる。なお建設中の家屋一軒については、居住地が提供され、水道・ガスの整備も行われている。 ・センサス調査・財産調査 被影響住民の捕捉調査及び財産調査は地方政府と実施機関によって実施され、その情報をもとにコンサルタントが市場価格を調査し補償金額の算定を行った。 ・スケジュール 実施機関はL/A(2014年8月予定)から1か月以内に補償、及び代替地の提供を行う予定である。 【文化遺産】 事業対象地及びその近隣に、文化遺産等は存在しない。 【先住民・少数民族】 事業対象地及びその近隣に、先住民や少数民族は存在しない。

■ 環境レビュー方針

	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
	以下について環境レビューにおいて確認する。 【環境管理計画】 ・送電線にかかる供用後の環境管理計画を確認し、実施機関と合意する。 【モニタリング】 ・モニタリング結果の報告方法、頻度を確認するとともに、モニタリング・フォームの内容を実施機関と合意する。 【情報公開】 ・ウ国国内において実施機関によって、EIA・LARAPが適切な方法で情報公開されることを確認する。 <助言対応> ・送電線鉄塔の建設、維持管理に関して、その環境保全対策が適切に実施されるよう指導すること。(助言6)	【水質】 ・グランドナマンガン運河の水質のベースラインデータ(BOD、重金属)を確認する。 【振動】 ・ウ国の工事中、供与後の振動基準を確認する。 【廃棄物】 ・工事中、供用後に発生する廃棄物の処理について、それぞれウ国法基準に基づき、適切に処理されることを確認する。 <助言対応> ・プラント及び従業員の生活等から排出されるBODについて、適切に処理されるよう指導確認すること。排水中に重金属等が含まれる場合には、その影響について確認し、モニタリング等で適切に対応するように指導確認すること。(助言1) ・トランスフォーマー及びタービンの廃油の再利用の用途について確認すること。(助言2) ・廃バッテリーの埋め立て処分が環境保全上適切になされるよう指導確認すること。(助言3) ・建設中及び供用開始後における地元住民の飲料水不足の問題について、影響を確認すること(助言7) ・実施機関は基本的に夜間工事を行わず、これによる騒音影響は生じないことを確認すること。(助言10) ・発電所を運転するために必要な水量の確保による影響について確認すること(助言11)	特になし。	【用地取得】 ・用地取得にかかる一連の手続き、被影響住民数、現地ステークホルダー協議の実施状況・結果を確認する。 ・代替地の場所、面積、農地の場合農業生産性、インフラの整備状況を確認する。 ・生計回復策の有無、及び詳細計画を確認する。 <助言対応> ・発電所へのガス供給による地元住民に対するガス供給体制への影響の有無を確認する(助言8) ・一連のステークホルダー協議を通じて、住民との合意形成が行われてきた経緯、詳細な内容を確認する。(助言12)

モニタリング段階における 環境社会配慮助言委員会

2014年6月
JICA審査部

1.環境社会配慮ガイドライン

2.7 環境社会配慮助言委員会による助言

1. 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。（以下、略）

3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認

7. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。

2.助言委員会の設置要領と運用目安

2. 委員会の業務

2-2) モニタリング段階

・上記2-1)「環境レビュー段階」で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。

3.助言委員会運営に係る共有事項

モニタリング段階における説明の資料構成イメージ

JICAは、全体会合で、モニタリング結果の概要説明を行う。

その会合でワーキンググループ会合が行われることになった場合、モニタリング結果に関する詳細な説明を行う。

各会合の内容と、各会合でJICAが行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICAが行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	- 委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有 - WG 会合の日程及び担当委員の割り当て - この会合で助言文書をまとめる場合は、委員会側で取り纏め。	- 案件概要(事業の内容、サイトの状況、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等) - サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	- 資料構成は表外 <モニタリング結果概要資料>参照 - JICA が説明
↓	資料(モニタリング結果説明資料)の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	- 資料構成は表外 <モニタリング結果説明資料>参照 - JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明
全体会合 (助言文書確定)	- 担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する - 助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	—	JICA からの説明はなし。

<モニタリング結果概要資料>

(業務主管部が作成・説明)

事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等

<モニタリング結果説明資料>

(業務主管部が作成・説明)

事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、主な環境社会配慮事項、懸案事項、原因の分析、緩和策、実施スケジュール、実施機関との合意、進捗状況、委員会からの質問・コメントへの回答等

4.具体的な進め方①

業務主管部

審査部

助言委員会

全体状況報告

実施中のカテゴリA案件リスト

JICAウェブサイト公開が可能な案件かつEIA・RAPに係るモニタリング結果が公開された案件
(初回)

モニタリング結果説明

モニタリング結果概要資料

報告確認

助言が必要な場合にWGを開催。
基本は全体会合の議論として
議事録で記録・公開。

説明資料作成

モニタリング結果説明資料

(ワーキンググループ)

助言案作成

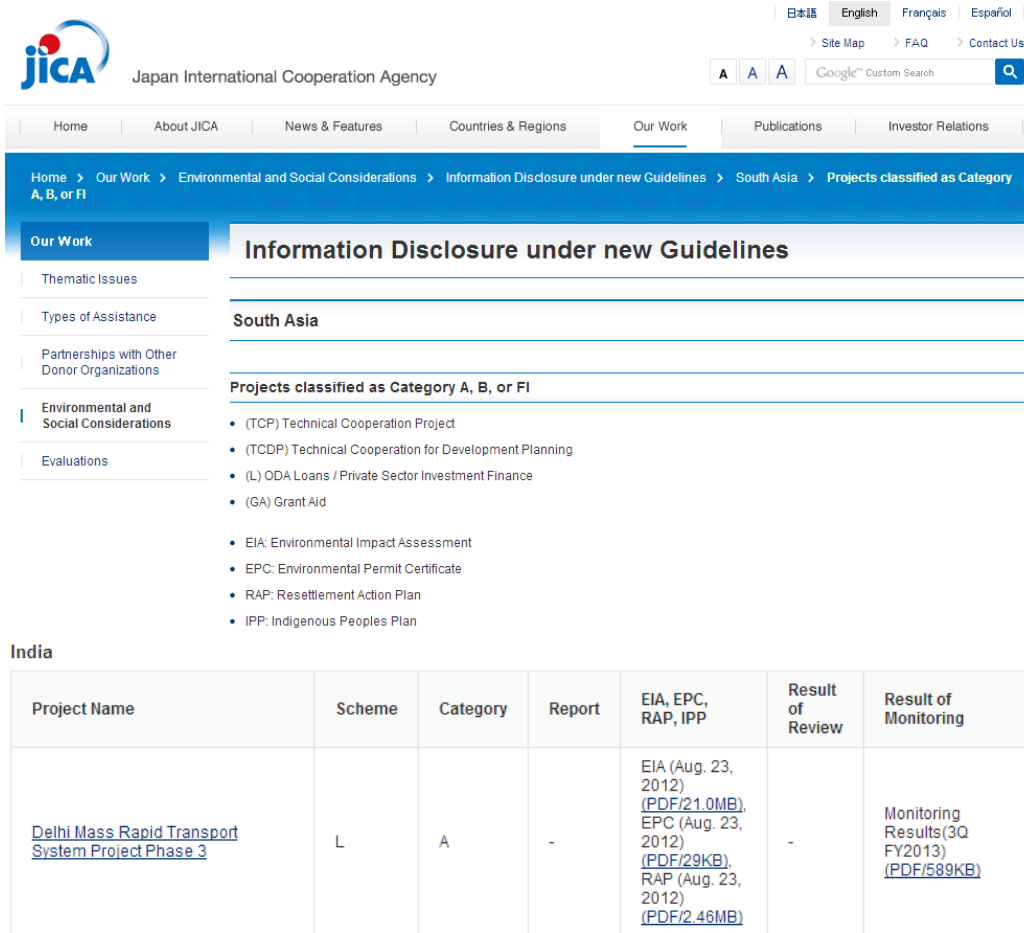
助言が必要な場合

助言確定

4.具体的な進め方②

頻度：半年に1回程度、JICA審査部よりリスト提示

情報：JICA情報公開ウェブページの活用



The screenshot shows the JICA website's 'Information Disclosure under new Guidelines' page. The page is structured with a navigation menu on the left and a main content area. The main content area is titled 'Information Disclosure under new Guidelines' and includes a sub-section for 'South Asia'. Under 'South Asia', there is a list of 'Projects classified as Category A, B, or FI'. The list includes the following projects:

- (TCP) Technical Cooperation Project
- (TCDP) Technical Cooperation for Development Planning
- (L) ODA Loans / Private Sector Investment Finance
- (GA) Grant Aid
- EIA: Environmental Impact Assessment
- EPC: Environmental Permit Certificate
- RAP: Resettlement Action Plan
- IPP: Indigenous Peoples Plan

Below the list, the page is divided into sections for 'India' and 'China'. The 'India' section contains a table with the following data:

Project Name	Scheme	Category	Report	EIA, EPC, RAP, IPP	Result of Review	Result of Monitoring
Delhi Mass Rapid Transport System Project Phase 3	L	A	-	EIA (Aug. 23, 2012) (PDF/21.0MB) , EPC (Aug. 23, 2012) (PDF/29KB) , RAP (Aug. 23, 2012) (PDF/2.46MB)	-	Monitoring Results(3Q FY2013) (PDF/589KB)

5.実施中のカテゴリA案件リスト①

JICAホームページ情報公開ページアドレス http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書 締結日	進捗	モニタリング 結果対象期間
1	ベトナム	南北高速道路建設事業(ベンルック-ロンタイ間)(I)	円借款	2011/11/2	調達手続き中(施工)	
2	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	円借款	2012/3/19	詳細設計実施中	
3	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3(I)	円借款	2012/3/29	事業実施中(施工)	JFY2013 3Q 注2
4	フィリピン	パッシング-マリキナ川河川改修事業(Ⅲ)	円借款	2012/3/30	調達手続き中(施工)	注1
5	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	円借款	2012/3/30	詳細設計実施中	注1

5.実施中のカテゴリA案件リスト②

JICAホームページ情報公開ページアドレス http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書 締結日	進捗	モニタリング 結果対象期間
6	バヌアツ	ポートビラ港ラペ タシ国際多目的 埠頭整備事業	円借款	2012/6/13	詳細設計 実施中	
7	バングラデ シュ	ダッカ都市交通 整備事業(Ⅰ)	円借款	2013/2/20	詳細設計 実施中	注1
8	バングラデ シュ	カチプール、メグ ナ、グムティ第2 橋建設及び既存 橋改修事業	円借款	2013/3/10	詳細設計 実施中	注1
9	フィリピン	新ボホール空港 建設及び持続可 能型環境保全事 業	円借款	2013/3/27	調達手続 き中(施 工)	注2
10	インドネシア	インDRAMユ石炭 火力発電所事業 (E/S)	円借款	2013/3/28	調達手続 き中(コンサ ルタント)	注1

5.実施中のカテゴリA案件リスト③

JICAホームページ情報公開ページアドレス http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書 締結日	進捗	モニタリング 結果対象期間
11	カンボジア	国道5号線改修 事業(バットバン ーシソポン間)	円借款	2013/5/16	調達手続 き中(コンサル タント)	注2
12	ウズベキスタ ン	ナボイ火力発電 所近代化事業	円借款	2013/8/22	詳細設計 実施中	注1
13	インド	ムンバイメトロ3 号線建設事業	円借款	2013/9/17	詳細設計 実施中	
14	モザンビーク	マンディンバーリ シंगा間道路改 善事業	円借款	2013/11/29	調達手続 き中(コンサル タント)	
15	ベトナム	ハノイ市環状3 号線整備事業 (マイジックータ ンロン南間)	円借款	2013/12/24	調達手続 き中(コンサル タント)	

5.実施中のカテゴリA案件リスト④

JICAホームページ情報公開ページアドレス http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書 締結日	進捗	モニタリング 結果対象期間
16	スリランカ	ケラニ河新橋建設事業	円借款	2014/3/28	調達手続き中(コンサルタント)	注1
17	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3(Ⅱ)	円借款	2014/3/31	事業実施中(施工)	JFY2013 3Q No.3参照
18	ミャンマー	ティラワ経済特別区(Class A区域)開発事業	海外投融資	2014/4/23	事業実施中(施工)	

注1: EIA、RAPに係るモニタリング結果のJICA公開について相手国政府等の合意が得られず。

注2: RAPに係るモニタリング結果のJICA公開について相手国政府等の合意が得られず。

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて(4)

2014年6月2日

独立行政法人国際協力機構
審査部

本日の説明内容

1. 進捗状況等
2. 検討体制(案)
3. 論点表の整理

1. 進捗状況等

< 3月全体会合時の想定 >

- 開発途上国政府、JICA内、助言委員会へのヒアリング等を通じた検討課題の確定 (~ 2014年6月)
- 検討作業 (2014年7月 ~ 2015年3月)
- 検討結果の公表 (2015年4月 ~)

< 主な説明内容 (予定) >

【4月全体会合】

- 検討課題例共有・追加依頼
- 検討課題の整理イメージ
- 当面のスケジュール案
- 助言委員会の体制案

【5月全体会合】

- 検討課題整理結果 (暫定)

【6月全体会合】

- JICA内ヒアリング結果 (**実施中**)
- 検討課題整理結果 (優先課題の特定含む)
- 助言委員会設置要項改訂案
- (開発途上国政府アンケート結果) (**実施中**)

【7月全体会合】

- 運用見直しWG主査・構成委員選定
- 検討作業の進め方
- (開発途上国政府アンケート結果)

2. 検討体制(案)

- 助言委員会の役割を明確化(別紙1:助言委員会設置要項改正案)
- 月1~2回程度のワーキンググループ(WG)で議論し、結果を次の全体会合で報告
- WGの構成は、コアメンバー + 毎回テーマに応じメンバー追加
- 体制確立後、当機構HPで運用面の見直しの実施について改めて公表(オブザーバー参加可であることも改めて周知)

3. 論点表の整理

【論点表の整理】

- 別紙2: 環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点案 (JICA内ヒアリング等未反映)

【確認ポイント】

- 対象とすべき論点はカバーされているか
- WGで議論をどのように進めるか
- 議論のアウトプットとして何を想定するか
- (どの論点を優先して議論するか)

環境社会配慮助言委員会の設置要項（改定案）

1. 目的

本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委員会の業務

(1) 協力事業にかかる助言

~~(1)~~ 対象とする事業

カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。

~~A~~ 1) 協力準備調査に対して助言を行う。

~~I~~ 2) 環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。

~~U~~ 3) 開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。

~~I~~ 4) 緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。

~~(2)~~ 助言の方法

助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。

(2) 運用面の見直しにかかる助言

JICA が行うガイドラインの運用面の見直しについて、JICA から求められた場合には助言を行う。

3. 委員会の構成と機能

委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。

委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。

助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ（WG）を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。

委員会では、案件ごとに担当する WG を決定し、作業を依頼する。

委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定

のうえ、JICA に助言する。

この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長の判断により、この方法で審議を行うことができる。

4. 委員

委員の任期は原則 2 年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。

委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。

5. 委員長と副委員長

(1) 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名ないし 2 名を置き、委員の互選により選定選任する。

(2) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。

(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。

6. WG の作業

(1) それぞれの WG は、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。

(2) WG は原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。

(3) WG の会合は、当該 WG の構成委員の互選で選定選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。

7. 情報公開

委員会の会合はすべて公開で行われる。WG の会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WG は発言者名を記した議事要録でも可とする。

委員会、WG における配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

8．事務局

委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮監理審査第2課が行う。

9．適用

委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月)に定められた審査諮問機関の役割も果たすものとする。

以上

環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点案

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	備考（事務局説明等）
1. 総論・体制						
A	事務局と助言委員会の組織運営について - 透明性、有責性、合議制、独立性といった基本運営原則の確認 - 助言委員会の組織、責務、意思決定方法に関するルールの規定化				-	-
	ガイドラインの運用について - ガイドライン策定後の情勢変化と動き - ガイドライン適用上の字句の曖昧さと解釈方法 - その他：全体会議での助言確定とその後の効果				-	-
2. 用語解釈・範囲						
B	・JICA以外の開発機関によって実施される事業がJICA事業と関連する場合、どのようなケースであれば「不可分一体」と判断するのか、そして当該「不可分一体事業」に対し、JICAとしてどのような環境社会配慮が求められるか ・JICA事業の環境カテゴリ分類はJICA事業以外の「不可分一体の事業」の影響も踏まえた上で行われるべきではないか	2.3 別紙1	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第35回 第36回	・JICA事業に関連する開発事業についても、JICA事業の不可分一体の事業とみなし、十分な環境社会配慮を行うべき。 ・不可分一体の事業の影響を考慮に入れてJICA事業の環境カテゴリを決めるべき。	・JICAは国際金融公社（IFC）の「不可分一体の事業」の定義を準用し、「仮にJICA事業がなければその関連事業が建設される或いは拡張されることはなく」かつ「その関連事業がない場合にはJICA事業は実行可能性がないと考えられる」という2つの条件を満たした場合に、当該関連事業を不可分一体の事業と判断している。 ・関連事業がJICA事業と不可分一体と判断された場合、必要に応じて先方政府に申し入れを行うが、カテゴリ分類自体はJICA事業の影響の大きさをもって判断する。
	・「派生的・二次的な影響・累積的影響」とはどのようなものか ・「派生的・二次的な影響・累積的影響」についてはどのように環境社会配慮確認が行われるのか	2.3 別紙1	ベトナム「ハノイ市ファックヴァン～カウゼー高速道路事業」 リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」 ネパール「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第28回 第30回 第42回	・（基本的には各論で議論されていると理解しているが、例えば）道路建設に付随して起こる周辺の地域開発によって様々な施設が立地した際、大気環境等への派生的な影響も検討すべき。 ・流域内に複数のダムが開発された場合に、流量調整が下流域の湿地生態系に与える影響、堰が魚類の遡上に与える影響、開発集中による陸域生態系への影響等の累積的影響も調査対象とすべき。	・基本的には各論で議論されているとの理解。
C	・ガイドラインでは「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とされているが、「重要な自然生息地」や「著しい転換または著しい劣化」とはどのようなものを指すのか	別紙1 P.19	スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」 ウガンダ「水力開発マスタープラン策定調査支援プロジェクト」	第6回 第7回 第9回 第16回	【スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」について】 ・世界銀行OP4.04「自然生息地」及びIFCのPS6「生物多様性の保全」における「重要な自然生息地」の定義に照らせば、モラガハカンダ開発事業の3000haの水没地域は多くの希少種等が存在することから、事業地は「重要な自然生息地」に該当する。 ・世界銀行OP4.04によると、「著しい転換」の例として貯水池による恒常的な水没が示されており、重要な自然生息地の著しい転換を伴う事業への支援を一切禁止していることから、本事業の水没する地域も著しい転換に相当する。	・基本的には各論で議論されているとの理解。 例えば、スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」においては、以下のとおり。 ・水没する地域（3000ha）の大部分は人々が生活圏として転換された土地であり、国が指定する保護地域ではない。また、水没する地域のみには生息する希少種等は存在せず、隣接する国立公園等でも生息が確認されており、開発地域がCriticalな地域であるとは言えない。 ・本案件の実施を念頭に、開発地域（3,000ha）に隣接した自然生息地93,999haを国立公園及び自然保護区として保全が行われるため、広域的観点から著しい転換が行われるとは言えない。また、影響緩和策として希少種の移転、象と人間の生活圏の棲み分け等、生態系・生物相の増進を図るための措置が計画されている。加えて、新たに自然生息地（18,200ha）を保護地域とすることが計画されていることを鑑みると、本件は「著しい転換または著しい劣化」とは言えない。
	・ガイドラインでは「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされているが、それは具体的にはどのような場合を指すのか	別紙1 P.19 別紙3	ウガンダ「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」 ウガンダ「アヤゴ水力発電所整備事業」 タンザニア「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第8回 第9回 第10回 第11回 第24回 第25回 第26回 第27回 第35回 第45回	・保護区での事業を事実上禁止する条項がガイドライン別紙1(P.19)で規定されている以上、保護区内で事業を推進する合理的な根拠を明示出来ない状況はガイドラインに抵触するのではない。 ・別紙3のカテゴリAとなる要件には「国立公園」と明記されているものの、別紙1の規定では「国立公園」とは書かれていない。よって、「国立公園」=事業実施不可というロジックではない。法令等で指定地区とした目的が「自然保護や文化遺産保護」であるかがキーとなるのではない。 ・別紙1(P.19)の規定にある「原則として」という言葉に対して、（以下2つの解釈） 1）この言葉がある以上例外がある。 2）この「原則として」は括弧書きで記載されている「保護の増進や回復を目的とする場合」にかかる。 ・仮に事業を推進するのであれば、ガイドラインからの例外を認めるに足るだけの、国際的にも国内的にも説得力を持つ論理的かつ具体的な論拠を事前に提示すべき。 ・ガイドラインの規定の例外となりうるかどうかの調査を協力準備調査として調査を進めることが合理的か。進めた場合、期待した成果が得られるのか。 ・貴重な生態系を有する保護区の中での開発行為であるという事実を決して過小評価するべきではない。 ・現地では日本の高い技術力への過剰な期待感があるという事実と共に、日本が事業を行わないという判断をした際の影響も併せて考慮すべき。（動植物保護の能力強化といった技術協力等を含めた支援が行われなくなる。） ・ガイドラインの運用上の整理とともに、ガイドライン改定を含めた制度上の改善が大きな課題。	・ガイドライン別紙1に記載されている、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」という条項に関して、「原則」について、または例外についての規定はガイドライン上明記されていない。 ・よって個別の事業ごとに判断が必要である。 なお、アヤゴ水力発電所整備事業については、政府が法令等により自然保護地域として指定した地域に含まれるものの、以下の諸点を勘案することにより、相手国等が上記指定した地域内でプロジェクトを実施し得るとJICAは判断した。 (1)相手国が法令等により同地域内での開発行為を認めていること、(2)プロジェクトの妥当性が十分に認められること、(3)実行可能な代替案がないこと、(4)プロジェクトによる環境や社会への望ましくない影響を伴う場合は、JICAが適切と認める緩和策をプロジェクトが含むこと、(5)現地において社会的に適切な方法で合意が得られること。
3. 環境社会配慮の方法						

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	備考（事務局説明等）
D		1.7	カンボジア「プノンペン新港 経済特区・関連施設建設事 業」 モンゴル「ウランバートル地 下鉄建設事業」 ベトナム「ベントイン駅周辺 総合開発事業」、等	第12回 第33回	・PPP F/Sはその特性として案件の成熟度が低いものが多く、環境レビューに耐 える質の環境社会配慮調査がなされない場合が想定される。その際の環境社 会配慮確認は如何に行うべきか、整理が必要。	・助言委員会は、環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調 査の場合、調査内容に応じて助言を行うことになっている。
E		2.3 別紙 1	インド「DCR超臨界圧石炭火力 発電所建設事業」 フィリピン「クラーク空港高 速鉄道（通勤線区間）事業」	第5回 第18回 第40回	・代替案の検討、社会・環境評価の際には、調査の前提となる気候・気象条件 について、今後の気候変動による台風等の影響甚大化の可能性も考慮するべき （個別プロジェクトでどのように具現化するかは要検討。世界銀行やADBでは、 climate proofingといった、インフラの気候変動への対応検討は始まってい る。） ・スクリーニング様式や環境チェックリストでも、温暖化のみならず、気候変 動も対象にしているということがわかるように直すべき。 ・ガイドライン設立時には気候変動について重視されていなかったとしても、 世の中の方向が変わってきているというのであれば、その方向性を尊重すべ き。 ・気候変動に対して幾つか事業の中でオプションを挙げて評価をすべきではな いか。 <u>・気候変動による影響を環境社会配慮上どのように確認するか、という観点の みならず、事業による気候変動への影響についても確認方法を検討すべき。</u> <u>・再生可能エネルギーなどで気候変動に関する影響がA+となっていたが、それ はCO2が出ないという意味では環境社会配慮に与える影響がないということでC とすべきではないか。</u> <u>・インドの超臨界圧石炭火力発電所では、従来の技術よりも良いということで 気候変動に関する影響評価はB-となっていた。気候変動に関する影響の評価方 法について整理が必要。</u>	・EIAの中で気候変動というものをどこまで考慮し、加えていくべきかということ は、現在なお国際的に議論が続いている段階にあり、温室効果ガスの測定につい ても、方法論がいろいろ提案されているような状況。
F		3.1.2の12 別紙1	フィリピン「クラーク空港高 速鉄道事業」 チュニジア「ラデス・コンバ インド・サイクル 発電施設建 設事業」 ベトナム「オモンコンバイ インドサイクル発電所3号機建設 事業」、等	第21回 第40回 第41回	・ステークホルダー協議に関して、特にスコーピングの段階で例えばジェン ダー、マイノリティにどういった配慮が行われたのかが明記されていないケー スが多い。実施マニュアル等でステークホルダー協議で必要な配慮について何 が義務的であるか明記されたほうが、後々のその審議がしやすいと思われる。 （同様の趣旨での助言は数多く残されており、ジェンダー・マイノリティへの 配慮以外にも貧困層・不法居住者・高齢者・若者・子供・NGO・遊牧民・メディ ア・学識者の参画や、宗教・言語・識字状況・自由な発言の確保・開催場所・ 現地の慣習・十分な広報手段の確保・直接的な被影響住民の意見徴収への配慮 についても言及されている。また、報告書への記載内容（男女比、職業、年齢 層など）についての助言も多くの案件で挙げられている。）	・現時点ではJICAではその様な趣旨でのマニュアルは作成されていないが、ガイ ドライン等に基づいて、可能な限り多くの参加を得るような方策が各国・各地域 に合った形でとられるよう働きかけている。
G		理念 別紙1 別紙2	スリランカ「モラガハカンダ 開発事業」 アゼルバイジャン「ヤシマ・ ガス火力複合発電所建設事 業」 ウズベキスタン「トゥラクル ガン火力発電所建設事業」 アフガニスタン「カブール首 都圏開発計画促進プロジェク ト」 バングラデシュ「ダッカ・ チャッタゴン間国道1号線橋梁改 修・建設事業」 タイ「バンコク地下鉄建設事 業」	第24回 第32回 第41回 第44回	・事業実施による環境面へのコストを概算し、可能な限り、経済分析（プロ ジェクト評価）に反映させるべき。 ・プロジェクト評価の検討において、外部経済効果である環境的便益や外部不 経済効果である環境的費用を経済評価に加えることも可能な限り検討すべき。 <u>・ライフサイクルアセスメントの観点から、専門家によるライフサイクル評価 を行い、環境便益を評価できればよいのではないか。</u> ・以下のようなJICA環境ガイドラインの記載を踏まえ、それぞれの代替案につ いて環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付すべきであ る。 （p1. 11.1. 理念）「持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざ まな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社 会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化とせいどの 枠組みを作ること が、「環境社会配慮」であり、JICAは環境社会配慮を適切に行うことが求めら れている。」 （p18. 別紙 1 基本的事項2）このような検討は環境社会関連の費用・便益のでき るだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェ クトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図ら なければならない。 （p23. 代替案の分析）それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定 量化し、可能な場合は経済評価を付す。	-
H		別紙1 p.19 別紙3 p.25 別紙4 p.28 別紙6 3 . P.32	カンボジア国「国道5号線改修 事業」等多数	第37回 第38回 第39回	・生態系への影響は、普通種を含めて全体的な生態系の機能まで考慮する必要 がある。 ・外来種などの導入による植栽の悪影響等、植林・植栽の選定において外来種 など周辺の生態系に影響を及ぼすような種の導入を避けるような提案をすべ き。 ・スコーピングの部分で「動植物」への影響とあるが、動植物への影響と書か れていても読み手としてはどこのどういった生態系に影響があるのか把握でき ないため、範囲を限定して記載すべきではないか。	-

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	備考（事務局説明等）
I		1.3 1.4 3.1	インドネシア国「ジャカルタ大都市圏空港整備計画」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」 ネパール国「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第11回 第12回 第19回 第21回 第23回 第31回	・開発調査の案件などで見られるように、まだマスタープラン段階の検討で計画の熟度が浅いようなケースでは、スコーピング段階やドラフトファイナルレポート段階の案件で一般的に行われている、項目ごとに環境面、社会面へのインパクトをA+やB-などの形で評価して、総合点で比較するような手法ではなく、もう少し違ったアプローチが必要なのではないか。	-
		1.3	フィリピン「クラーク空港高速鉄道事業」 スリランカ「新ケラニ橋周辺交通改善事業協力準備調査」	第40回 第41回 第43回	・スコーピングについては、共通フォーマットを作成してはどうか。 ・同フォーマットは、影響の規模範囲（局所的・小規模・中規模・グローバルな影響）及び、影響の時間的範囲（短期間の影響・長期的・永久的・不透明）がわかるようなコラムを設けてはどうか。	・日本及び各国で多く行われている事例を参考にするの也不错。
		1.3 3.2 別紙1 別紙2	カンボジア国「国道5号線改修事業」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第12回 第15回 第24回 第36回 第38回 第39回 第41回	【スリランカ・ケラニ橋周辺交通改善事業】 ・例えば道路事業を行うことである渋滞が解消され、CO2排出量の削減につながり、影響評価はプラスとされる場合があるが、納得しづらいところがある。道路を作ることで交通量の需要をさらに喚起することにつながり得るため、単純にCO2の削減に結び付くという評価には抵抗がある。 … ・スコーピングの基本的考え方は現状と事業実施後の比較対照であると考えられるが、道路建設事業において、例えば将来のある時点で事業を実施しない場合とするした場合とで比較をすると渋滞が事業実施によって解消される少なくなるために温暖化ガスの排出等に関してはプラスの評価がなされている場合があるが、事業実施前と実施後の状況を比較するとマイナス評価になり得る。 ・影響評価を行う際に比較対象となる基準点の設定について、2つの考え方がある。1つは現状と事業実施後の状況を比較対照する考え方。2つ目が例えば現状から20年後を基準に、プロジェクトが実施された場合とされない場合を設定し、比較対照する方法。ベースラインをどのように設定するか、整理が必要。	-
			スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第41回	・環境影響評価をするときの基礎となる調査データの信頼性の検討を行ってはどうか。	-
J			タンザニア国「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第45回	・電磁場による健康被害の影響有無については議論の余地はあるものの、発電所や送電線事業において電磁場による健康影響を確認項目にするかどうか、整理する必要がある。	・現時点ではシステムティックに対応しているわけではない。
4. 手続き						
K		1.8	タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」 ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	第19回 第20回 第22回	・ガイドライン1.8の緊急時の措置を適用する案件の中にも2～3年の期間をかけてマスタープランを策定するといったものが含まれる場合もある。2～3年間かけて行う案件は緊急性が高いとは判断し難く、緊急を要する案件と横並びで議論するには無理があるのではないか。何らかの形で環境社会配慮に関して委員会に報告頂き、委員会からコメントをする機会を設けるべき。 ・カテゴリA以外の案件の場合でも、1.8を適用する案件は委員会に報告する必要があるのか、整理が必要。	・緊急を要する事業の中にクイックインパクトプロジェクトと共にマスタープラン調査が含まれている場合がある。このような場合、真に緊急性が高いと判断される案件に限り、ガイドライン 1.8に定める「緊急時の措置」の対象とする。この場合、詳細計画策定調査は省略できるが、本格調査の中で該当事業のカテゴリに応じた環境社会配慮確認は行う。またガイドライン1.8の通り、助言委員会に判断根拠と手続きを報告し、結果を公開することとしている。
L		2.7	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第38回	・カテゴリAとBの扱いについてガイドライン上の整理をフロー図にして議論すべき。 ・カテゴリAとBの線引きを明確にすべき。 ・カテゴリBの中でも影響が大きい案件があるということであれば、AとBのグレーゾーンの案件をAにすることで解決するかもしれない。 ・カテゴリ分類には踏み込まず、委員から問題提起のあったものについてとりあげる。カテゴリBのリストのようなものを事前に事務局が助言委員会に提出し委員から追加情報の要望があった案件は別途情報提供の場を設ける、という整理ではどうか。	・カテゴリB案件はEIAレベルではなくIEEレベルで調査を実施しており、カテゴリA案件と同レベルで検討するのは難しい。 ・カテゴリ分類は日本の環境省や世界銀行の基準等を見ながらケースバイケースで判断している。
M		3.2.1 (5)	スリランカ「モラガハカンダ開発事業」 モンゴル「ウランバートル地下鉄建設事業」	第7回 第40回	・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成することが想定されているか。 ・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成する場合には、ドラフトファイナルレポート段階で助言委員会を開催すべき。	・まずはエンジニアリング・サービスの中で環境社会配慮文書を作成した例について確認する。